受託研究契約書

金城学院大学(以下、「甲」という。)と、 (以下、「乙」という。)は、 「 」に関する研究について受託研究を行うことに合意し、下記の通り受託研究契約を締結する。

(受託研究の題目等)

- 第1条 甲は、次の受託研究(以下、「本受託研究」という。)を乙の委託により実施するものとする。
 - (1) 研究題目
 - (2) 研究目的および内容
 - (3) 研究実施場所

(受託研究に従事する者)

第2条 甲は、次に掲げる者を本受託研究の研究担当者として本受託研究に参加させるものとする。

研究担当者:

(受託研究の実施期間)

第3条 本受託研究の実施期間は、 年 月 日から 年 月 日までとす る。

(委託料)

- 第4条 乙は、甲に対して、委託料として、金 円 (消費税込)を本契約締結日から 30日以内に甲の指定する方法によって支払うものとする。
 - 2. 本受託研究の研究途上において特に多額の費用を要し、委託料に不足が生ずると認められるときは、両当事者間にて協議のうえ、甲は、乙に対して追加の委託料を請求することができる。

(被験物質および設備備品その他の物品の帰属および受入れ)

第5条 甲は、委託料により取得した被験物質または設備備品その他の物品(以下、「物品等」という。)を乙に返還しない。ただし、両当事者による協議のうえ当該物品等を返還する

ことができる。

- 2. 甲は、本受託研究の遂行に際して乙が提供した物品等を無償で受け入れることができる ものとする。
- 3. 前項の規定に基づいて乙が甲に物品等を提供した場合において、本受託研究が完了また は中止したときは、甲は、その時点の状態で乙に当該物品等を返還する。
- 4. 乙が本受託研究のために物品等を甲に提供する場合、乙は、その搬入、据付、撤去および搬出に要する経費を負担する。

(研究成果の帰属)

第6条 本受託研究から得られた一切のデータ、資料および情報は甲に帰属するものとする。

(知的財産権の帰属)

第7条 本受託研究により発生した発明、考案等について特許、登録を受ける権利ならびにそれらについて付与される特許権、実用新案権等の全ての知的財産権(以下、「知的財産権」という。)は、甲に帰属するものとする。

(知的財産権の実施)

- 第8条 甲は、乙または乙の指定する者(以下、「委託者等」という。)から優先的に前条に規定する知的財産権の実施をしたい旨の申出があったときは、優先的に実施させることができる。この場合において、優先的に実施できる期間(以下、「優先的実施期間」という。)は当該知的財産権の出願日から10年を限度とし、委託者等から優先的実施期間の更新の申出があったときは、甲は、必要に応じて当該知的財産権の存続の範囲内でその更新を認めることができる。
 - 2. 委託者等が、第1項に規定する優先的実施期間内に当該知的財産権を正当な理由なく実施しないとき、または当該知的財産権を委託者等に優先的に実施させることが公共の利益を著しく損なうおそれがあると甲が認めたときは、甲は、委託者等への実施の認諾もしくは許諾を取消し、委託者等以外の第三者に対して当該知的財産権を実施させることができる。
 - 3. 委託者等が第1項の規定に基づいて当該知的財産権の実施をするときは、委託者等は、 甲に対して所定の実施料を支払わなければならない。当該実施料その他実施に関する細則 については、甲と委託者等との間で別途実施契約書を締結するものとする。

(知的財産権の譲渡等)

- 第9条 甲は、乙から委託を受けて行った受託研究により創作された知的財産権の一部を乙に譲渡することができる。ただし、甲の持分割合は2分の1を下回らないものとする。
 - 2. 前項の規定により乙が知的財産権の一部について譲渡を受けた場合、乙は、当該知的財

産権の実施にあたって甲の同意を得なければならない。

- 3. 乙は、第1項の規定により一部譲渡を受けた知的財産権について、甲の同意を得たうえでその出願後に乙が指定する第三者に実施させることができる。この場合において、甲は、当該知的財産権を自己実施せず、また、前記第三者以外のいかなる者にもその実施をさせないものとする。
- 4. 乙が、第1項の規定により一部譲渡を受けた共有にかかる当該知的財産権を自己または 前項に規定する第三者を通じて実施しないとき、または当該知的財産権を自己または前項 に規定する第三者に実施させることが公共の利益を著しく損なうと甲が認めたときは、甲 は、本条第2項および前項に規定する同意を取り消すことができる。
- 5. 甲は、共有に係る知的財産権の実施または譲渡を行うにあたって技術移転機関を利用することができるものとし、その利用に際しては、乙は、甲に対して必要な同意を与えなければならない。

(知的財産権の放棄)

第10条 前条に規定する共有に係る知的財産権について、甲または乙のいずれか一方の当事者 が、自己の持分を放棄するときは、事前に他方の当事者と協議しなければならない。

(研究成果の公表)

- 第11条 甲が本受託研究に基づく研究成果を学会で発表する場合、または第三者に対して開示 もしくは提供する場合、甲は、乙と事前にその内容について協議を行い、乙の許可を得な ければならない。
 - 2. 乙が、本受託研究に基づく研究成果を第三者に対して開示もしくは提供する場合は、乙は、甲と事前にその内容について協議を行い、甲の許可を得なければならない。

(情報の機密保持および流用禁止)

- 第12条 各当事者は、本契約に基づき他当事者から開示を受けた機密情報および本受託研究により得られた機密情報を秘密に保持し、他当事者の同意なしに第三者に開示してはならない。また、これらの機密情報を本契約の目的にのみ使用し、他の目的に使用してはならない。
 - 2. 機密情報とは、文書化された情報もしくは口頭による情報で当事者が機密であることを明示した情報をいう。ただし、次の各号に該当するものは、この限りでない。
 - (1) 開示を受けた際、既に自ら所有していた情報。
 - (2) 開示を受けた際、既に公知であった情報。
 - (3) 開示を受けた後、各当事者それぞれの責によらずして公知となった情報。
 - (4) 開示を受けた後、正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を伴わずに取得した情報。

(個人情報の取り扱い)

第13条 甲および乙は、本共同研究により知り得た個人情報を他の目的に使用してはならず、 いかなる第三者へも開示・提供してはならない。

(研究の中止または変更)

- 第14条 乙は、乙の都合により本受託研究の全部もしくは一部を一方的に研究途上で中止する ことができない。
 - 2. 天災地変その他研究遂行上やむを得ない事由があるときは、甲は、本受託研究を中止し、 または実施期間の延長をすることができる。
 - 3. 甲は、甲の都合により本受託研究の全部もしくは一部を研究途上で中止することができる。
 - 4. 本受託研究の中止または実施期間の延長に伴い、本受託研究契約を中止または変更する必要が生じたときは、両当事者の間で協議のうえ中止または変更の契約書を別途締結するものとする。

(契約の解除)

- 第15条 甲は、乙が委託料を第4条第1項に規定する期間内に納付しないときは、本契約を解除することができる。
 - 2. 甲および乙は、相手方が本契約に違反したときは、相当の期間を定めて催告のうえ本契約を解除することができる。

(既納の委託料の返還)

第16条 既納の委託料は返還しないものとする。ただし、第13条第3項の規定に基づいて受 託研究の中止がなされた場合は、両当事者の協議により、甲は、既納の委託料の全部もし くは一部を乙に返還することができる。

(損害賠償)

- 第17条 甲または乙は、相手方が本契約上の義務を履行しないことによって損害を被ったとき は、その賠償を請求することができる。
 - 2. 乙が本契約上の義務を履行しないと甲が認めて甲がとった措置によって乙が損害を被ったときは、甲は、乙に対してその責を負わないものとする。
 - 3. 第13条第2項の規定に基づいて本受託研究を中止し、または実施期間を変更したことによって乙が損害を被ったときは、甲は、乙に対してその責を負わないものとする。
 - 4. 第5条第2項の規定に基づいて乙が提供した物品等に瑕疵があったことに起因して甲が 損害を受けたときは、乙はこれを賠償しなければならない。

(契約の有効期間)

- 第18条 本契約の有効期間は、第3条に規定する期間とする。
 - 2. 本契約の失効後も、第5条から第13条、第16条及び第17条の規定は、当該条項に 規定する期間または対象事項が終了または消滅するまで有効に存続する。

(協議)

第19条 本契約の内容について疑義を生じたとき、あるいは本契約に定めのない事項について、 これを定める必要があるときは、甲乙協議のうえその取り扱いを決定するものとする。

(裁判管轄)

第20条 本契約に関して紛争が生じ訴訟の必要が生じたときは、名古屋地方裁判所をもって、 第一審の専属管轄裁判所とする。

この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙それぞれ一通を保管するものとする。

年 月 日

甲 愛知県名古屋市守山区大森2丁目1723番地学校法人 金城学院 金城学院 小室 尚子

 \mathbb{Z}